

# 的外

みのる法律事務所便り  
令和6年11月第415号



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL:0191-23-8960  
FAX:0191-23-8950

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句

175



戦争と 相続争い 阻止したく  
だぶん 駄文を書いて やそじ 八十路を楽しむ

令和6(2024)年11月1日  
あおぞらうきものすて  
青空浮世乃捨

弁護士生活は半世紀を超えて八十路に入り、「戦争絶対反対・憲法9条死守」と「相続問題での法廷闘争回避・円満相続実現」<sup>かか</sup>を掲げ、駄弁本を書き続けています。

そんな駄弁本でも書いていると夢中になり、薬を飲むのを忘れて、風呂に入るのを忘れることがあります。この年齢となっても、我を忘れてやれることがあることは幸せです。

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』<sup>ていしやう</sup>を提唱する身としては、武器を使って人を殺し合う戦争と、親子、兄弟が血で血を洗う相続を巡る法廷闘争を阻止するための雨垂れの一滴<sup>あまだ</sup>にでもなれるように残る人生を生きてみたいのです。

まわりの人にあまり迷惑をかけないでやれる駄弁本書きは、八十路を生きる身にとってはありがたい時間です。駄弁本を送り付けられる皆様<sup>いってき</sup>だけはご迷惑をお掛けしています。お許し戴きたいのです。

「正義の戦争より不正義でも平和がいい」と「法廷闘争より円満相続がいい」は最近最も多く書いていることばです。このことばは、夢の中でも書いています。

このことばを並べていれば、今の自分の書きたいことは書いているような気がします。人生を楽しんでいるような気になれます。どんなことでも、楽しいと思えば楽しくなるのです。

い な べ ん だ べ ん く  
田舎弁護士の駄弁句 176



せいけん

政権は 命と人権 守るのみ

わす たいじん  
それ忘れたら 退陣すべし

令和6(2024)年11月12日

あおぞらうきよのすて  
青空浮世乃捨

日本では石破政権が、米国ではトランプ政権が誕生しました。お二人共見た目は好戦的なムードがあり、「戦争絶対反対」、「憲法9条死守」を掲げる身としては2人の顔を見るだけで不安感が湧いてきます。

政権とは「国の政治を行う権力」とか「国の統治機関を動かす権力」ですが、石破さんもトランプさんも政権のトップに立てたのですから、政権のトップの責任は何かということをもう一度しっかり頭と心に叩き込んでほしいのです。

政権のトップがいつでも頭と心に叩き込んでおかなければならないことは「国民の生命と人権を守る」という一言に尽きます。このシンプルなことばに反するような政治に走ったら、政権担当の地位からすぐに退陣してほしいのです。

石破政権としたのも、トランプ政権としたのも、日本と米国の国民です。石破首相とトランプ大統領に国民の生命と人権を軽視するような動きがあったら国民は、退陣を求める行動を起こさなければならないのです。

国民の生命と人権を侵害する最大の原因は、戦争であることは一点の疑いもありません。「戦力や戦争で国民の命と人権を守る」などということはデタラメです。戦争は、国民の命と人権を奪うものであることは、これまでの経験で誰でも知っています。

ウクライナ戦争では、令和6年9月17日現在100万人を超える死傷者が、イスラエル戦争では、令和6年10月6日現在の死傷者が約16万人となっているとのことです。戦争はしてはならないのです。防衛のための戦争も抑止力のための戦力もダメなのです。戦争や戦力増加に向かったら退陣させましょう。

# 円満相続への道案内をしてあげたいのです。

『円満相続への案内』という駄弁本を書きました。「はじめに」と「おわりに」の部分だけを<sup>てんさい</sup>転載します。「はじめに」の部分は「円満相続への案内をしてあげたいのです」というタイトルであり、「おわりに」の部分は「案内はシンプルでなければならないのです」というタイトルです。

駄弁本そのものをこの事務所便りといっしょに送りますが、駄弁本を読むのは大変でしょうから、「はじめに」と「おわりに」をこの事務所便りに転載しますので、これだけでもお読み下さい。その上でもし駄弁本も読む気になったらお読み下さい。



— . . . . . —  
はじめに

— 円満相続への<sup>あんない</sup>案内をしてあげたいのです —

案内とは、「①知らない場所までの道を教えたり、ある場所を説明しながらいっしょに見てまわったりすること。②ものごとのなかみやようすを知らせること」と<sup>てもと</sup>手許にある国語辞典は解説しています。

『円満相続をしてあげたいのです』をキャッチコピー（<sup>かか</sup>宣伝文句）に掲げ、円満相続をしてあげるために<sup>びりよく</sup>微力を尽くすことを<sup>てんしよく</sup>天職と考え仕事をし、『円満相続をしてあげたいのです』という駄弁本シリーズを発行しています。

この本は、相続問題で<sup>なや</sup>悩む人を、円満相続という目的地に迷わずに連れていくための案内をするための本です。

相続問題を円満に解決してやるためには、ケースによっては<sup>なんかん</sup>難関、つまり<sup>まよ</sup>迷ったりしてまっすぐに進めたりするのが難しい場所があります。この難関をくぐり<sup>ぬ</sup>抜け無事に円満相続という目的地まで<sup>たど</sup>辿り着くためには、どの道を進んだらよいか、どの道は通ってはならないかということをお案内したいのです。文字通り円満相続に到達するように案内をしてあげたい

のです。

そのような思いでこの本のタイトルを『円満相続への案内本』としました。円満相続というゴールに辿り着くためには、迷い込んではいけませんと、迷わずにどんどん進むべき道を教えたのです。

進んではいけない道と、進むべき道を教える本です。「そっちの道は苦いぞ、こっちの道は甘いぞ」ということを教える本なのです。円満相続をするために迷い込んではいけませんと教え、円満相続をするために進まなければならない道を教えたのです。円満相続をするためには、行ってはならない道と行くべき道をはっきりと分かり易く教えたのです。

次巻は『円満相続をしてあげるための手本』という駄弁本を準備していますが、それは円満相続をするためには進まなければならない道をどのようにして進まなければならないかという進むべき道は分かった上で、その道を進む上での具体的方法を教えるものです。ですからそれなりに詳しいものとなりそうです。

これに対し本巻の『円満相続への案内本』は、円満相続をするためには迷い込んではいけませんと、円満相続をするためには進まなければならない道をはっきりと区別して、進むべき道を教えるための本です。できるだけ簡単で分かり易いものにしなければならぬと考えています。

円満相続をするためには、迷い込んではいけませんと、進んで行かななければならない道があります。その道をしっかりと覚えてもらいたいという思いで書くものですから、基本的には単純明快です。白黒がはっきりしています。ですが現実に相続問題に直面すると、迷いが生じ、それまではっきりしていると思えることがはっきりとは見えず、グレーに見えることもあるのです。

そんな時にこの案内本を読んで円満相続という目的を達成するために進むべき道を確認して下さい。親子兄弟関係が断絶するような道に迷い込むようなことはしないで下さい。

おわりに

一案内はシンプルでなければならないのですー

案内は、シンプルでなければならないのです。単純<sup>たんじゆん</sup>で分かりやすいものでなければならないのです。入り組んだ所や変化<sup>くっせつ</sup>などがあり分かり難<sup>にく</sup>くては、案内としては向いてはいません。案内を見て迷うようなものであったら道案内としては失格です。案内は単純明快<sup>たんじゆんめいかい</sup>、簡単で分かり易<sup>やす</sup>いことが要求されます。

案内を見てどちらに行けばよいか迷うような案内では、案内としての資格はありません。円満相続への案内は、この道は進んではならない、この道を進まなければならないということが一目で分かるような単純なものでなければならないのです。

この本は、円満相続という目的に辿り着くには、法廷闘争という道に迷い込んではいならない、その相続に関する人皆の気持ちを歩み寄らせて遺産分割協議書を作成しなければならないという単純明快な内容としたつもりです。真<sup>しん</sup>に大事なことはシンプルなのです。

世界の指導者を気取る政治家などには、「政治家の役割は国民の生命と安全を守ることにある」という極めて分かり易いことを何だかんだかと理屈<sup>ま</sup>を付けて曲<sup>ま</sup>げている輩<sup>やから</sup>が多く、その結果いつも戦争は続いています。このような現実<sup>なげ</sup>は嘆かずにはいられません。

戦争と相続問題を巡る法廷闘争は、次元は違っても共通した面があります。どちらもそれをしたら、それに関与する人は誰もが不幸になるという点で共通しています。どちらも幸せになる人はいないということでは同じです。絶対に回避させなければならないのです。

戦争と相続問題を巡る法廷闘争は、どのような理屈があってもしてはならない、させてはならないのです。「正義の戦争より不正義でも平和がいい」、「筋<sup>すじ</sup>が通らなくても喧嘩<sup>けんか</sup>するより、仲良しがいい」という結果<sup>みちび</sup>を導くように分かり易い案内をしたいのです。

## 生き方のハカリ

秤はかりとは、「ものの重さそくていを測定する道具。ばねばかり・さおばかり・てんびんなど」と手許てもとの国語辞典は解説しています。弁護士バッチには、てんびん秤てんびんばかりが刻み込まれています。弁護士は、この秤で何をはかればいいのでしょうか。

弁護士法は、第1条(弁護士の使命)において、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と明記していますから、弁護士である我が身には、基本的人権と社会正義を測定するハカリを持っていないなければならないということになります。我が身を振り返ってみて、そのようなハカリを持っているかどうかを自問自答しますと、「基本的人権」とは何か、「社会正義」とは何かという法律用語に対する理解は、不十分な気がして仕方がないのです。

弁護士となって54年となりますが、弁護士としての確かなハカリは持っていない気がします。82歳となりました。人生を82年間やってきました。「この世をどう生きたらよいかをはかるハカリは持っているだろうか」と自問自答してみました。

60歳代の10年間の闘病生活とうびょうの経験の中から『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という考え方に辿り着くことができました。この考え方を『田舎弁護士の哲学』などと称して、世の中に提唱ていしょうするようになりました。生き方のハカリは、八十路に入りそれなりのものを持たたような気がします。

『い な べ ん 田舎弁護士の哲学』を確立したら、弁護士としてのハカリ、つまり人権擁護も社会正義も「人間が幸せになれるかどうか」というハカリでいいのではないかという思いに至りました。人権擁護になるかどうか、社会正義になるかどうかをはかるには、その問題に関係する人が「幸せになれるかどうか」というハカリを使えばそれでよいという思いに至りました。

つまり、弁護士として持つべきハカリも、人間はどう生きるべきかという生き方をはかるハカリも、「その問題にかかわる人が幸せになれるかどうかをはかるハカリ」だという考えに辿り着いたのです。

弁護士として事件の処理にあたる場合も、一人のジジイとしてどのように生きてらよいかを考える場合も、「その問題にかかわる人皆が幸せになれるかどうか」というハカリではかって判断すればよいという結論に至りました。

弁護士の持つべきハカリも、ジジイとして持つべき生き方のハカリも、「その問題にかかわる人が幸せになれるかどうか」というハカリでなければならないという考え方に至ったのです。基本的人権とは何か、社会正義とは何か、などと難しい理屈はいらないのです。ただ「人が幸せになれるかどうか」をはかるハカリを持って、それを使ってはかればいいのです。

人が幸せになれるのは、マクロ(巨視的・国家的)には、戦争のない平和な世界であり、ミクロ(微視的・個人的)には、身の周囲まわりの人と仲良くやれている円満な生活です。戦争のない平和な世界と、争いごとのない円満な生活を実現するためには、戦争のない世界と紛争のない生活を保持ほしなればなりません。平和の世界と紛争のない生活にできるかどうかのハカリを持たなければならないのです。

八十路に入り、「戦争反対」、「法廷闘争回避」を訴え続けているのは、弁護士としてのハカリではかっての行動ではありますが、それ以前に生き方のハカリである「人を幸せにできるかどうか」というハカリではかっての行動なのです。

「人を幸せにできるかどうか」というハカリは、弁護士としてのハカリであるばかりではなく、人間の生き方のハカリです。このハカリは、誰もが持たなければならないハカリだと確信します。石破政権もトランプ政権も持たなければならないハカリです。

安倍政権も岸田政権も、バイデン政権もこのハカリを持っていたでしょう。ウクライナ戦争に対する向き合い方を見ていますと、このハカリは持っていなかった気がするのです。プーチン大統領やゼレンスキー大統領には、このハカリがないことは明らかです。あったら、ウクライナ戦争はなかったでしょうし、今日まで続いてはいなかった筈です。

前にも述べましたが、ウクライナ戦争では、100万人を超える死傷者が出ています。それにもかかわらず、この戦争を続けさせている世界の指導者を自認する政治家には、「人を幸せにできるかどうか」というハカリがあるのでしょうか。この人達のハカリは、「もうけるにはどうすればよいか」というハカリと、「権力を持つにはどうしたらよいか」というハカリだけで、「人を幸せにするためにはどうしたらよいか」というハカリは持っていない気がしてならないのです。

「人を幸せにするためにはどうしたらよいか」というハカリを使えば、武力を使って人を殺し合う戦争をしたり、させたりはできない筈です。残された者の幸せを願って残してくれた遺産を巡って、親子、兄弟関係が断絶するような法廷闘争はできない筈です。

弁護士としてのハカリも、裁判官としてのハカリも、政権担当者としてのハカリも、どのハカリも根本的ハカリは、人間として持つべきハカリです。ですから、人生はどう生きるべきかというハカリな筈です。そう考えれば、人間としての生き方のハカリをしっかりと持つことが絶対不可欠となります。

そしてその根本のハカリは、「人を幸せにできるかどうか」という簡明かんめいなものなのです。極めて簡単で明瞭めいりょう、つまり、はっきりしていて分かり易いものなのです。このハカリは、誰にでも分かり易く、誰もがすぐ使えるのです。人間なら誰もがこのハカリを持ち、いつもこのハカリを使ってほしいのです。

石破首相がいう「集団的自衛権」とか、トランプがいう「アメリカファースト」とか、よく分からないハカリを使う前に、「人を幸せにできるかどうか」という分かり易いハカリを持ち、そのハカリを使ってほしいのです。難しい法律論や理屈などより、「人を幸せにできるかどうか」というハカリを使って、やるべきか、やめるべきかを決めてほしいのです。

